

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ ファシリティーズ
1. 項目	需要家間での分散電力需給の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>政府の目標である太陽光発電が2800万KW時代になると、需要家の分散電源の発電量が系統に大きな影響を与えると想定され、従来の電力会社と需要家との需給制御の他に、需要家間の需給制御も加え、電力の安定供給を図ることになると想定される。</p> <p>需要家間で分散電力の需給が可能となれば、より最適な需給制御が図ることができ、電力の安定供給に加え低炭素化社会実現が加速されると期待できる。</p> <p>しかしながら、現状の電気事業法では、需要家の分散電源需給を容易に実施することは出来ない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>需要家の分散電源需給は、電気事業に該当しない電気の供給として、特定供給にもっとも近いと考えられる。特定供給が可能な場合に関しては、電気事業法 第17条では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本関係等、密接な関係を有している相手に、許可を受けて供給する場合 ・専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給する場合 ・一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気を供給する場合 <p>であり、自己託送もしくは自営線供給が主である。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>電気事業法第17条に当てはまらない形態での需要家間電力供給について、制御装置および計測器等を設置する等の一定条件を満足し「分散供給共同体（仮称）」等の申請をした需要家群に対し特定供給を認可する仕組みとする。</p>